

申請はお済みですか？

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、子育て世帯を支援する観点から、児童手当の所得制限に準じて、0歳～18歳の子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。市では、子ども一人につき10万円の現金給付を行っています。

申請が必要な方

◆対象者

- ①高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のみを養育している方
- ②公務員の方
- ③令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育している方

◆支給方法

申請者の口座に、対象児童一人につき10万円を一括支給

◆支給日 随時

◆申請期限 2月28日⑥

※新生児の申請期限については、令和4年3月31日までに生まれた児童を対象としているため、この限りではありません。

申請が不要な方

（対象者には個別に通知しています）

茂原市から令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給を受けた方等は、児童手当の受給口座に、対象児童一人につき10万円を12月に支給済みです。

申請・問合せ

子育て世帯への臨時特別給付金事務局（1階）

☎ (36) 5656 FAX (20) 1610

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の世帯に対し生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

	ひとり親世帯分	ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分
対象児童	令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）または令和3年4月以降に生まれた新生児	令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）または令和3年4月以降令和4年2月28日までに生まれた新生児
支給対象者	<ol style="list-style-type: none">① 令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方② 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	<ol style="list-style-type: none">① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方② ①以外で対象児童の養育者で、次のいずれかの条件に該当する方<ul style="list-style-type: none">・令和3年度住民税均等割が非課税の方・新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方
給付額	対象児童1人につき5万円	
申請の要否	<ol style="list-style-type: none">①申請不要②・③申請が必要	<ol style="list-style-type: none">①申請不要②申請が必要
申請期限	2月28日⑥	

申請・問合せ 子育て支援課（2階） ☎ (20) 1573 FAX (20) 1610